

(別表Ⅱ)

主産地形成基幹作目選定基準 (農林省案)

(注) 現況基準に達していなくても、現在()内の作付面積があつて、将来基準に達する見込みのある市町村は、基幹作目としてあげてさしつかえない。

種 類	現 況 の 基 準	指 標
原 料 乳	集約酪農地域内または酪農経営改善計画樹立市町村であること	{ 飼養頭数 10,000頭以上 出荷量 日量 60t以上
市 乳	同 上	{ 飼養頭数 1,000頭以上 出荷量 日量 6t以上
和 肉	飼養頭数が原則として概ね700頭以上、飼養農家率が概ね40%以上であること	{ 飼養頭数 2,700頭以上 出荷量 1,200頭以上 肉牛飼養頭数 2,600頭以上 出荷量 2,000頭以上
肉 豚	飼養頭数が原則として概ね800頭以上、飼養農家率が概ね20%以上であること	{ 飼養頭数 6,000頭以上 出荷量 12,000頭以上
肉 めん 羊	肉めん羊生産の模範的事例として、他の市町村に波及効果を及ぼしうる市町村であること 飼養頭数が原則として、概ね500頭以上、飼養農家率概ね20%以上であること	{ 飼養頭数 3,000頭以上 出荷量 3,000頭以上
鶏 食	卵 鳥	{ 農村養鶏の模範的事例として他の市町村に波及効果を及ぼしうる市町村であること。 { 飼養羽数 10万羽以上 出荷量 日量 3.5~4t以上 { 飼養羽数 4.5万羽以上 出荷量月 1.2万羽以上
常 緑 果 樹	樹園地及び植栽予定地の立地条件が果樹農業振興特別措置法施行規則第2条第3項の立地条件に適合し、また病害虫の防除その他果樹管理のための作業を、統一かつ効率的に実施できる程度の集団化度合である10ha以上の樹園地で構成され、その集団樹園地の合計が70ha以上の市町村であること	商品化率 90%以上
落 葉 果 樹	同 上	商品化率 80%以上
温 室 果 樹	落葉果樹のうち特に果樹温室の多い市町村であること	
普 通 ぞ 菜	延作付面積 200ha以上 延作付率 13%以上	
集 約 ぞ 菜	同 上	
温 室 ぞ 菜	温室及びビニールハウスの建坪合計10,000坪以上	生産額比率、当該市町村の生産額の15%以上
て ん 菜		{ 作付面積概ね100ha 生産量 2,500t以上
な た ね	作付面積300ha(200ha以上) 生産量 400t以上	
緑 茶	作付面積 120ha以上 生産量 荒茶50t以上	{ 作付面積 150ha以上 生産量 60t以上

(次頁へつづく)

地、草地およびその他の土地の造成および改良に関する事項。
(6) 農産物の選別、出荷、処理加工等、企業の販売改善のための施設に関する事項。
(7) 環境の整備に関する事項。
(8) 農業外への就業を希望するものに対し、これを容易ならしめるための措置に関する事項。
この農業構造改善事業を実施する場合特に留意しなければならないことは、五年後十年後のその地域の農業の姿を見通した、画期的な構想の上に立つて事業を考へること、事業が総花的に、しかも各個バラバラな形で実施されることのないよう十分検討し、その地域の主産地形成という一つの路線に添って、各事業が相互に有機的、総合的に関連し合った形で実施されるよう、配慮することが最も大切なことである。

パイロット地区
農業構造改善事業

前に述べた全市町を対象とすすめる農業構造改善事業の拠点にするために、各県の地域類型、経営類型を代表する地区を全国で九十二地区選んで、昭和三十六年度に農林大臣がパイロット地区として指定することになった。
パイロット地区は、大字単位におおむね二百軒程度の地区に限定し、しかも基幹作目一つにしほつて、そこでモデル的な事業を実施する。
一県平均二地区が指定されるが、本県では「酪農」「果樹」「養蚕」について

農林漁業基本問題調査会
農業基本法の制定を目標として、わが国農業の基本問題の本質と、これに対応する基本的対策を調査審議するため、昭和三十四年四月に発足した。メンバーは東畑精一氏を会長として、農業界、経済界、言論界などの三十人。まず、三十五年の五月十日には「農業の基本問題と基本対策」という答申を出した。
これは、零細農耕制の打開と真正面から取り組み、農業と他産業との所得の均衡をはかるために、企業として経済的に自立できるように、農業の生産性を高めるといふ、わが国農政史上画期的な方向づけをおこなった。
政策の内容は(1)農業生産の選択的拡大(2)農産物の価格の安定(3)農業構造の改善、という三本の柱から成りたつていふ。
なお、ひきつづき林業と漁業の基本問題と対策を答申して役目を果し、三十六年三月解消した。

前頁の(別表Ⅴ)のとおり三地区が内定している。(パイロット事業はこの地区だけで終了する)
この地区においては、おおむね次の通りの事業費で昭和三十七~三十九年度の三カ年にわたつて事業を実施する。一般地域にさきがけて事業の成果を高めるために、事業の実施割合も初年度五割、二年め目三割、三年目二割とかなりのスピードがかけていふ。
・総事業費 七、五〇〇万円
補助対象事業費 六、〇〇〇万円
補助金 三、〇〇〇万円
補助残融資 三、〇〇〇万円
融資単独事業 一、五〇〇万円
県は、この地区に対して各部内の専門家を網羅した指導班等をくり出して、特に重点的な濃密指導をすることになつて

この地区における事業の成果が、全国の農業構造改善事業の指標となるので、
■ 自立家族経営農家の10年後の所得目標
農業労働力 平均 3人
経営耕地面積 平均 2.5ha
農業粗収益 100万円以上
家計費 60~70万円程度
1人1日当りの労働報酬 1,000円
■ 農業構造改善事業指定地区(36年度分)
〔市町村対象〕・玉名市、天明村、小川町、鹿本町、七城村、小国町、蘇陽町、清和村、矢部町、竜北村、田浦町、錦村、五和町
(一地区当り事業費全国平均 約1億1,000万円、事業期間37年度以降において3年間)
〔パイロット地区〕・託麻村戸島地区(市乳) 菊水町菊水中央地区(養蚕)
牛深市浅海地区(果樹)
(一地区当り事業費 7,500百万円、事業期間 37年度~39年度)

地区内の農業従事者の方々の一段の努力と、事業の成果を大きく期待したいものである。
むすび
農業構造改善事業は、その考え方の面からも、事業費の面からも、かつてない革新的な、しかも大規模な事業であるといふことができる。角度を変えてみれば、事業費のうち補助金を除いた残りの額は、すべてその地域の農業生産の高まりの中でまかなつていかなければならぬものである。
だからこの事業を本当に地についたものとしてこなししていくためには、農業従事者は勿論、その地域内の関係者が一丸となつて力をあわせ、検討し、方向づけをしていかなければならない。その高まりの如何がこの事業成否の鍵だといえよう。